

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税賦課・徴収事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽幌町は、地方税賦課・徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北海道羽幌町長

## 公表日

令和4年3月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課・徴収事務
②事務の概要	<p>地方公共団体は、地方税法の定めるところにより、地方税を賦課することができ、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、当該地方公共団体の条例によることとされている。</p> <p>羽幌町税条例に基づく税の賦課徴収事務の適正かつ効率的な執行のため、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①町民税(個人・法人)の賦課及び調査に関する事務            ②固定資産税の賦課徴収及び調査に関する事務            ③軽自動車税の賦課徴収及び調査に関する事務            ④国民健康保険税の賦課徴収及び調査に関する事務</p>
③システムの名称	総合行政システム(住民税システム・固定資産税システム・軽自動車税システム・法人住民税システム・収滞納管理システム・共通業務システム)、市町村事務処理標準システム(国民健康保険税)、申告支援システム、地方税電子申告ASPサービス、統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、法人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、収滞納管理情報ファイル、宛名情報ファイル、申告等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定個人情報の提供)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、46、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項</p> <p>(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>27の項</p> <p>(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠)</p> <p>第20条、第60条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	羽幌町財務課
②所属長の役職名	財務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	羽幌町(総務課) 苫前郡羽幌町南町1番地の1 0164-62-1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	羽幌町(総務課) 苫前郡羽幌町南町1番地の1 0164-62-1211

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月1日	I.4.②	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定情報の提供)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項</p> <p>(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3、第60条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>27の項</p> <p>(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠)</p> <p>第20条、第60条</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定情報の提供)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、26、27、28、29、30、31、33、34、35、37、38、39、40、42、46、48、50、53、54、56の2、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、69の2、70、71、74、77、80、83、84、85の2、87、89、90、91、92、94、95、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、115、116、117、120の項</p> <p>(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第26条の4、第27条、第28条、第30条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第60条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>27の項</p> <p>(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠)</p> <p>第20条、第60条</p>	事後	評価書の再実施のため
令和2年5月1日	II.1	平成31年1月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	評価書の再実施に伴い、計数時点を最新のものに更新
令和2年5月1日	II.2	平成31年1月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	評価書の再実施に伴い、計数時点を最新のものに更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月24日	I .4.②	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定情報の提供)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、26、27、28、29、30、31、33、34、35、37、38、39、40、42、46、48、50、53、54、56の2、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、69の2、70、71、74、77、80、83、84、85の2、87、89、90、91、92、94、95、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、115、116、117、120の項</p> <p>(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第26条の4、第27条、第28条、第30条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第60条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>27の項</p> <p>(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠)</p> <p>第20条、第60条</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定情報の提供)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、26、27、28、29、30、31、33、34、35、37、38、39、40、42、46、48、50、53、54、56の2、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、69の2、70、71、74、77、80、83、84、85の2、87、89、90、91、92、94、95、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、115、116、117、120の項</p> <p>(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第26条の4、第27条、第28条、第30条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第60条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>27の項</p> <p>(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠)</p> <p>第20条、第60条</p>	事前	令和3年9月1日より適用
令和3年6月24日	II .1	令和2年3月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年6月24日	II .2	令和2年3月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月23日	I.4.②	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定情報の提供)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、26、27、28、29、30、31、33、34、35、37、38、39、40、42、46、48、50、53、54、56の2、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、69の2、70、71、74、77、80、83、84、85の2、87、89、90、91、92、94、95、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、115、116、117、120の項</p> <p>(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第26条の4、第27条、第28条、第30条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第60条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>27の項</p> <p>(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠)</p> <p>第20条、第60条</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定個人情報の提供)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、46、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項</p> <p>(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>27の項</p> <p>(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠)</p> <p>第20条、第60条</p>	事後	評価書の再実施のため
令和4年3月23日	II.1	令和3年5月31日 時点	令和4年2月28日 時点	事後	評価書の再実施に伴い、計数時点を最新のものに更新
令和4年3月23日	II.2	令和3年5月31日 時点	令和4年2月28日 時点	事後	評価書の再実施に伴い、計数時点を最新のものに更新